

三宅村及び小笠原村

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 都との関係

都は、三宅村及び小笠原村に対し、村の実施する事務事業の推進に資することを目的に、

ア 東京都消防施設整備費補助金交付要綱に基づく補助金

イ 東京都市町村総合交付金交付要綱に基づく交付金

ウ 介護給付費都負担金

等を、交付している。

今回、監査の対象とした補助金、交付金、負担金（以下「補助事業等」という。）の平成17年度（補助金：38事業、交付金：14事業、負担金：10事業）及び平成18年度（補助金：39事業、交付金：12事業、負担金：12事業）の交付額は、表1及び表2のとおりである。

（表1）監査の対象とした補助事業等の内訳（三宅村）

（単位：千円）

年 度	補助事業等の額	内 訳		
		補 助 金	交 付 金	負 担 金
平成18年度	1, 511, 906	202, 480	1, 237, 674	71, 752
平成17年度	2, 426, 353	957, 288	1, 398, 772	70, 293

（注）補助事業等の額には村の一般会計のほか、特別会計等への額を含む。

（表2）監査の対象とした補助事業等の内訳（小笠原村）

（単位：千円）

年 度	補助事業等の額	内 訳		
		補 助 金	交 付 金	負 担 金
平成18年度	845, 605	243, 574	577, 768	24, 263
平成17年度	758, 951	242, 750	495, 069	21, 132

（注）補助事業等の額には村の一般会計のほか、特別会計等への額を含む。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監 査 の 範 囲

平成17年度及び平成18年度の補助事業等について実施した。

2 実地監査場所及び期間

- (1) 総務局、都市整備局、環境局、福祉保健局、産業労働局、建設局、教育庁

平成19年4月10日及び同年6月8日

- (2) 三宅村

平成19年6月28日

- (3) 小笠原村

平成19年4月24日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成17年度及び平成18年度における補助事業等の主な実績は、表3のとおりであり、別項指摘事項を除き、事業は補助目的に沿って適切に執行されているものと認められる。

2 指摘事項

- (1) 小笠原村

ア 補助事業により取得した財産の管理を適切に行うべきもの

都は、小笠原村が行っている各種事業に対し補助金を交付している。

ところで、村が補助事業で取得した財産の管理状況について見たところ、次のような事例が見受けられた。

- ① 村は、「東京都消防施設整備費事業補助金交付要綱」（平成10年9月24日付10総災応第990号）に基づき、災害対策用の備蓄倉庫の設置に係る補助金（平成17年度：2基、114万2千円、18年度：2基、114万2千円）を受けている。

要綱によれば、補助事業により取得した財産について、一定期間が経過するまで財産の処分を制限しているが、村が管理に必要な台帳等を作成していないことから、管理が適切に行われているか確認できない状況となっている。

- ② 村は、「東京都浄化槽設置事業補助金交付要綱」（昭和61年2月27日付60環水規第529号）に基づき、生活排水対策としての浄化槽の設置に係る補助金（18年度：4基、224万7千円）を受けている。

要綱によれば、事業完了後においても減価償却資産の耐用年数に相当する期間は適正な管理を行うことと定めているが、村が管理に必要な台帳等を作成していないことから、管理が適切に行われているか確認できない状況となっている。

村は、補助事業の趣旨を踏まえ、取得した財産の管理を適切に行われたい。

（小笠原村）

(表3) 主な補助事業等

(単位：千円)

区分	所管局	名 称	三 宅 村		小笠原村		対象事業等の内容
			17年度	18年度	17年度	18年度	
補助金	総務局	東京都消防施設整備費補助金 (補助率：3分の1)	0	0	1,142	1,142	備蓄倉庫整備等
	都市整備局	区市町村公営住宅家賃対策補助金 (補助率：2分の1)	18,087	21,809	0	0	市町村が運営する公営住宅の家賃補助
		堆積土砂排除事業補助金 (補助率：0.152)	46,979	0	—	—	噴火による堆積土砂の収集・運搬等
	環境局	東京都浄化槽設置事業補助金 (補助率：2分の1)	2,182	4,260	0	2,247	生活排水対策推進等
	福祉保健局	東京都へき地医療運営費等補助金 (補助率：都基準額)	33,496	29,302	45,755	46,132	離島、山村等の地域住民の医療確保に要する経費
		市町村社会福祉協議会運営費補助金 (補助率：都基準額)	4,340	4,340	4,435	4,435	社会福祉協議会が行う事業に要する経費
	産業労働局	小笠原・三宅島観光施設整備事業補助金 (補助率：4分の3)	0	11,445	3,514	1,351	観光施設整備事業に要する経費
		伊豆諸島地震・火山噴火による農地及び農業用施設災害緊急対策事業費補助金 (補助率：4分の3)	695,596	16,301	—	—	農地及び農業用施設の復旧及び農業経営の安定に要する経費
	建設局	東京都土木費補助金 (補助率：2分の1)	0	15,110	3,843	12,923	都区域内の公共団体が行う土木事業経費
	教育庁	東京都文化財保存事業費補助金 (補助率：2分の1)	—	189	—	—	三宅村一時避難文化財運搬に要する経費
交付金	総務局	東京都市町村総合交付金	—	183,646	—	553,117	市町村の行政水準向上・住民福祉の増進等
		多摩島しょ底力発揮事業交付金	0	—	30,792	—	市町村の地域発展の向上等
		東京都市町村振興交付金	—	—	110,000	—	市町村の行政水準の向上
		東京都市町村調整交付金	330,715	—	340,078	—	市町村間の教育・福祉等の行政水準の均衡等
		東京都三宅島災害復旧・復興特別交付金	1,000,000	1,000,000	—	—	災害復旧・復興等円滑な促進
	産業労働局	東京都農業委員会交付金	1,220	852	684	432	区市町村農業委員会に要する経費
負担金	福祉保健局	介護給付費都負担金	48,769	47,328	7,165	9,712	介護保険法に定める保険給付に係る費用
		心身障害者福祉手当都負担金	8,137	6,014	1,875	1,860	在宅の心身障害者に対する手当ての支給

(注) 市町村総合交付金は、東京都市町村振興交付金、東京都市町村調整交付金、多摩島しょ底力発揮事業交付金を統合したものである。